

開発行為許可通知書

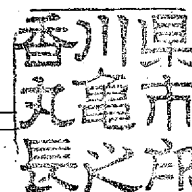
第 29 号

住 所 高松市多肥下町1593番地9
氏名又は名称 ロータリーハウスホールディングス株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元 竜彦

令和8年2月17日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和8年3月12日

丸亀市長 松 永 恭



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市飯野町西分字定国甲 245 番 1、甲 245 番 4、甲 246 番 1、甲 246 番 4、甲 248 番 3
開発区域の面積	2048.27㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅 (6区画)

許可の条件

- ・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- ・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)を添付すること。

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。
- 5 また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできない。

(裏面)

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（農地法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、森林法、風致地区条例等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行ったうえで必要な手続きを行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識

開発区域に含まれる地域の名	
開発区域の面積	
開発許可を受けた者の住所及び氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事施行者の住所及び氏名	
工事現場管理者の氏名	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。

2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

設計・手続きに関する注意事項

(令和6年4月1日)

○コンクリート構造物関係

- ・『見え高が2mを越える擁壁』の場合は動摩擦係数0.6は使用不可
- ・設計基準強度は、無筋Coは18N/mm²以上、鉄筋Coは24N/mm²以上
- ・水セメント比について、無筋Coは60%以下、鉄筋Coは55%以下を遵守
- ・使用鉄筋はSD345
- ・地盤支持力を100kN/m²以上必要とする場合は地質調査が必要

○地盤・盛土関係

- ・天土は全て抜き変え
- ・原則、良質土を用いる
- ・地盤改良を行う場合は、6価クロム溶出試験が必要

○手続き関係

- ・3.2条協議を行う場合、原則2～4課が参加するので、必要部数を準備して各課に提出し、修正等は各課同様に行うこと
- 各課：

都市計画課	：必須（公園の寄附を予定している場合2部）
建設課	：市道接続がある場合
下水道課	：必須 下水道区域外でも必要
農林水産課	：区域内に農道水路がある場合
- ・上水道に関しては香川県広域水道企業団と開発区域の給水について協議をすること

●施工管理関係

- ・コンクリート配合計画書を「コンクリート工事着手前」に提出すること
- ・設計変更等がある場合は、速やかに都市計画課に相談すること
- ・開発許可証別紙「工事施工状況写真の撮影要領」に基づき工事写真を整理すること

●検査時一般事項

- ・原則として水道引込工事、下水道接続工事、道路接続工事、法定外公共物（農道水路等）工事等、全ての工事が完了した後に完了検査を行います
- 各課に、工事の完了届、及び必要な工事写真等の提出を事前に行うこと
- ・造成計画平面図に記載されるものが、検査時に必要な施設、設備です
- ・付替農道・水路が存在する場合、登記承諾書発行が確認後、検査済証発行となります
- ・接続市道の拡幅が開発許可の条件の場合、市道区域変更・供用開始後、検査済証発行となります

工事完了届出書に添付する書類等

添付書類等		適用			
		自己用のもの		非自己用のもの	
		自己の住宅、店舗、工場など		分譲住宅、賃貸住宅、宅地分譲、貸店舗など	
		新たな公共施設（道路、公園など）の有無		新たな公共施設（道路、公園など）の有無	
		有	無	有	無
1	工事施行状況写真	○	○	○	○
2	確定測量図	○		○	
3	コンクリート4週強度試験結果報告書 工事着手前に、コンクリート配合計画書を提出すること	○	* 1	○	○
4	地耐力試験結果報告書 擁壁支持地盤の設計地耐力が100KN/m ² を超えている場合に、擁壁の基礎工事の前に提出のこと	○	○	○	○
5	改良地盤の地耐力試験結果報告書 擁壁支持地盤を改良する場合に、擁壁の基礎工事の前に提出のこと	○	○	○	○
6	杭基礎の施工結果報告書 擁壁を杭基礎で支持する場合に、擁壁の基礎工事の前に提出のこと	○	○	○	○

○：必要

* 1：鉄筋コンクリート構造物（L型擁壁、床版など）についてのみ必要

工事施工状況写真の撮影要領

工事内容	撮影項目	写真で明示する事項	寸法などを明示するために スケッチ、テープを用いる 項目
鉄筋コンクリート擁壁	基礎地盤	転圧、整形状況、掘削深さの確認	○
	栗石地業、碎石地業	転圧状況、地業の幅	○
	躯体配筋	鉄筋の種別、径毎のピッチ	○
	躯体コンクリート	出来型寸法	○
	水抜穴	吸出し防止措置の状況	
	透水層	止水コンクリートの状況、透水層の厚さ	○
	隅角部補強コンクリート配筋	鉄筋の種別、径毎のピッチ	○
	隅角部補強コンクリート	出来型寸法	○
重力式擁壁	基礎地盤	転圧、整形状況、掘削深さの確認	○
	栗石地業、碎石地業	転圧状況、地業の幅	○
	根入れ	根入れ深さ	○
	躯体コンクリート	出来型寸法	○
	水抜穴	吸出し防止措置の状況	
	透水層	止水コンクリートの状況、透水層の厚さ	○
練積み擁壁 (間知ブロック)	基礎地盤	転圧、整形状況、掘削深さの確認	○
	栗石地業、碎石地業	転圧状況、地業の幅	○
	基礎コンクリート	出来型寸法	○
	ブロック積み	胴込めコンクリート詰め状況、裏込めコンクリートの厚さ	○
	水抜穴	吸出し防止措置の状況	
	透水層	止水コンクリートの状況、透水層の厚さ	○
	隅角部補強コンクリート配筋	鉄筋の種別、径毎のピッチ	○
	隅角部補強コンクリート	出来型寸法	○

擁壁基礎地盤の改良	材料	改良材の規格	
	改良層	混合状況、改良層の出来型寸法	○
擁壁の杭基礎	材料	杭材の規格	
	杭打ち	ボリソク状況、杭の出来型寸法	○
	杭頭処理	処理状況	
盛土	盛土前の地盤	表土剥ぎ取り、整形状況	
	地盤改良、置換え工事	擁壁基礎地盤の改良に準じて撮影する	
	段切り	出来型寸法	○
	排水管	配管状況	
	転圧	敷均し状況、まき出し寸法、転圧状況	
道路	路床	敷均し、締固め、整形状況、安定剤の散布状況	
	地盤改良	擁壁基礎地盤の改良に準じて撮影する	
	路盤	締固め状況、路盤の厚さ、プライムコート散布状況	○
	表層	締固め状況	
排水施設	基礎地盤	配管及びマスの中の転圧、整形状況	
	道路ガッタコンクリート	出来型寸法	○
	全巻き補強コンクリート配筋	鉄筋の種別、径毎のピッチ	○
	補強コンクリート	出来型寸法	○
	材料	管、マスなどの規格	
	雨水配管	放流先との接続、マスとの接続、泥だめ、継手などの状況	
	汚水配管	本管との接続、マスとの接続、インバート、副管、継手などの状況	
給水施設	材料	管などの規格	
	配管	本管との接続、制水弁、メーターボックス、ドレイン、継手などの状況	
その他の工作物	ガードレール等の基礎、調整池、防火水槽、遊具、境界コンクリートなど	鉄筋コンクリート擁壁に準じて、工程毎に撮影する	
その他	開発許可標識、工事施行者の建設業の許可標識等の設置状況	工事中の許可標識等の設置状況について、撮影する。	

開発行為に伴う排水処理対策について

開発許可申請者 様

丸亀市都市計画課長

丸亀市は、一級河川である土器川をはじめとする河川、ため池を有し、市民の貴重な飲み水となる水源を数多く抱えています。

また、瀬戸内海に面していることから、万一、排水処理に事故があった場合は、本市の内水面はもとより、海域にも重大な影響を及ぼすこととなります。

一方、本市の地形的な要因や下流水路の排水能力の問題から、台風や集中豪雨等によって、家屋の浸水や道路の冠水を生じています。

こうしたことから、開発行為に伴う排水処理対策については、下記事項に十分配慮され、周辺への影響がないようお願いいたします。

記

1. 流排水の措置については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、当該開発に起因する溢水や水質汚濁などが無いように、万全の対策を講じること。
2. 工事期間中の排水対策についても、ノッチタンクや沈砂池を設置するなど、適切な措置を講じること。
3. 浄化槽を設置する場合は、保守点検を定期的に行い、放流の水質基準を満たすこと。